

地方公共団体の税収減について

1. 中間指針では、「法律・条例に基づいて権力的に賦課、徴収されるという公法的な特殊性がある上、いわば税収に関する期待権が損なわれたにとどまることから・・・これに加え・・・租税債務者である住民や事業者等が本件事故による損害賠償金を受け取れば原則としてそこに担税力が発生すること等にも鑑みれば、特段の事情がある場合を除き、賠償すべき損害とは認められない。」としている。
2. すなわち、例えば以下に掲げる税収減は、明らかに賠償すべき損害とは認められないほか、用途を特定しない一般財源となる普通税の減収の多くは普通交付税で実質的には財源措置されること、税収を得て実施する事業の一部は震災又は事故の影響等により支出が減少していること等もあり、一般に税収減を地方公共団体の損害として賠償の対象と認めることは困難である。
 - ① 徴収率の低下による税収減（租税債権は有している）
 - ② 震災復興特別交付税により財源措置されるもの
 - ③ 納税義務者が賠償金の支払いを受けることにより、後日税収に結びつくもの
3. ただし、少なくとも以下のような本件事故による税収の減については、賠償すべき損害として認めることができるのではないかと。

○目的税を財源とする事業のように税収と事業支出の連動性が高い事業であって、交付税による財源措置がされず、事故後も実施が必要な事業に係る税収の減。

(了)